

令和元年度 第3回高士区地域協議会 次 第

日時：令和元年6月4日（火）午後6時30分～
会場：高士地区公民館 2階 中会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）地域活動支援事業 採択事業及び補助額の決定について

4 その他

○次回の会議

日時：令和元年7月 日（ ） 午後6時30分～

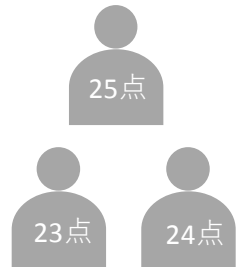
会場：高士地区公民館 中会議室

内容：地域活動支援事業 課題の洗い出し
自主的審議

5 閉 会

基本審査判定

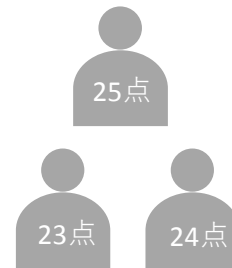
適合するとした委員
(点数付けを行っている)



従来どおり

点数の算出

適合するとした
委員のみの平均点



順位への反映

平均点：24点

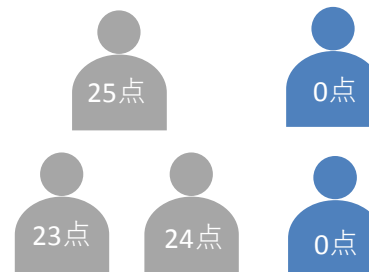
基本審査が順位に
反映されないため、
評価と順位が逆転する
場合がある

適合しないとした委員
(点数付けは行っていない)



変更案

審査に参加した
全委員の平均点



平均点：14.4点

基本審査が順位に
反映されるため、
評価と順位が逆転
しない。

令和元年度高士区地域活動支援事業 意見一覧

■採点票の特記事項に記載された意見は下記のとおりです。

事業番号	事業名	意見一覧
士-3	「男の料理教室」開催事業	<p>【不採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい楽しい場づくりという説明は理解できますが、支援事業の目的とは合致していないと思います。 <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料は個人負担とすべきである。 ・ グループ活動的なところがあり、成果を社会に還元する意が見えない。 ・ 只のお楽しみ会に感じられるが、今後の発展に期待します。 ・ 会員の3分の1が他地区の会員であるため、高士地区のみの活動資金を使うのは疑問を感じる ・ できるだけ高士区の参加者を増やす努力をしてほしいと思います。
士-5	高士地域の歴史調査・集積事業	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史集積は大事かもしれないが、今の子供は興味がない。もっと工夫が必要
士-6	高士地区の安全安心対策事業	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年たくさんの備品を購入しているが、高士地区に於いて、どれ位の備品が必要なのかを話し合ってほしい。 ・ (備品が) 多すぎるため、適正な管理を求む
士-8	ニュースポーツの普及事業	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニュースポーツへの取組姿勢は評価されるが、的を絞って高士のスポーツとして育てる努力が不足しているように感じられる。

事業 番号	事業名	意見一覧
士-9	小冊子「川上善兵衛翁を語る」作成事業	<p>【不採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「語る会」にも参加したが、その内容を冊子にして各戸に配布するとのこと。「冊子」というものを果たして、どの位の人が読むのか、少々安易に感じます。 <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校や市内の各公民館などに配布するのであれば、川上善兵衛翁の名を広める目的として理解できるが、各世帯に配布する必要性に疑問が残る。
士-13	ふるさと高土まつり事業	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンネリ化が懸念される。新たな取り組みが必要
士-14	交通事故のない安全安心なまちづくり事業	<p>【不採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラー1台の購入のためで、事業とは判断できない。 ・地域全体の課題でなく、限定的 ・町内会として対処して頂きたいと思います。
士-15	「地元野菜の魅力発見」旬の野菜クッキング事業	<p>【不採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料費もほとんどかからず保険も必要ないのであれば、参加者の個人負担でも充分まかなえると金額だと思えます。 <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者に事業遂行の熱意が感じられず残念である。 ・方向を見直し高齢者・子ども達の事業でも良いのでは。

令和元年度 高土区地域活動支援事業の審査方法について

○ 事業採択までの流れ

①提案の取りまとめ ⇒ ②各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③各委員が事業内容を確認 ⇒ ④ヒアリングで疑問点等を解消（必要に応じて現場でのヒアリングを実施） ⇒ ⑤各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点）し、結果を市へ報告 ⇒ ⑥結果集計 ⇒ ⑦採択事業の決定（協議会開催）

※網掛け部分は委員が行う作業

○ 審査方法

項目	内容	令和元年度の方針
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合しない事業とする基準 (=不採択の基準)	委員の 3 / 4 以上 が本事業の趣旨に適合しないと判断する事業は 不採択 とする。※ 3 / 4 = 9 人
採択方針の適合性判定 (○または×)	評価の低い事業とする基準 ※補助金を交付するため、一定の基準を設ける	委員の 3 / 4 以上 が採択方針に適合しないと判断する事業。
共通審査基準に基づく採点 (5点～1点)		共通審査基準 5 項目のうち、1 つでも平均点が 2 点未満 の事業。
採択事業の決定等	順位付けの方法	採択方針に適合すると判断された事業を共通審査基準の得点が高い順 により行う。
	評価の低い事業の取扱い	事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議 する。ただし、順位の下位に順位付け。
その他	委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	委員が事業提案者 となる場合も 同様に審査する こととする。